

社会福祉法人 江津市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等
並びに費用弁償に関する規程

(目的及び異議)

第1条 この規程は、社会福祉法人江津市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員の理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。非常勤役員のうち、理事は非常勤理事及び監事は非常勤監事という。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬及びその他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第10条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で本会職員としての立場を有する者及び行政より選任の理事並びに評議員に対しては、本規程で定める報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の全理事の報酬総額は、年間120万円以内とする。

- 2 本会の全監事の報酬総額は、年間9万円以内とする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、別表1「非常勤役員等の報酬」に定める額とする。
- 4 各々の監事の報酬は、別表1(2)「理事の報酬」のうち、ロ「会長及び常勤理事並びに行政より選任の理事を除く理事」の報酬を勘案して、評議員会において定めるものとする。

5 個々の評議員の報酬は、別表1のうち(1)「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 本会は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、本会旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

3 常勤理事で本会職員としての立場を有する者及び行政より選任の理事並びに評議員については、前2項の規定は適用しないものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 本会会長(以下「会長」という。)の報酬等は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その直前の平日に支払うものとする。

2 会長を除く非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は、本会会長が評議員会の承認を

経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成 29 年 5 月 23 日から施行する。

別表 1 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員の報酬（行政より選任された者を除く）

支給基準	日 額
評議員会出席の都度	2,500 円
上記の他、法人業務のための出勤の都度	2,500 円

(2) 理事の報酬

イ 会長（理事長）

支給基準	月 額
会長の職務を遂行するための報酬	80,000 円

ロ 会長及び常勤理事並びに行政より選任の理事を除く理事

支給基準	日 額
理事会等出席の都度	2,500 円
上記の他、法人業務のための出勤の都度	2,500 円

(3) 監事の報酬（2名同額）

支給基準	日 額
監事監査、評議員会、理事会等出席の都度	2,500 円
上記の他、法人業務のための出勤の都度	2,500 円